

## 平成23年度国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業公募要領

### 1 総則

国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業実施要綱に基づく事業（以下「草の根支援事業」という。）を実施する法人の公募については、この要領に定めます。

### 2 法人の業務

法人の業務は、国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業実施要綱及びアジア開発途上国雇用・労働支援事業費補助金交付要綱に規定する業務とします。

### 3 応募の要件

アジア地域の貧困地域における支援活動について幅広い知見と経験を有し、草の根支援事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。

### 4 補助金予算額

(1) 平成23年度予算予定額 57,713千円

(2) 補助対象経費

海外専門家等雇上費、海外事務所設置運営費、調査専門家雇入費、専門家等外国旅費・謝金、報告書作成費（翻訳費、印刷製本費）、借料及び損料、会議費

※ 詳細は、国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業実施要綱を参照

### 5 事業の実施期間

法人採択後～平成24年3月31日

### 6 応募法人の審査

(1) 審査の方法

法人の採択については、大臣官房国際課において、応募要件に該当する旨を確認した後、申請内容等を審査しますが、審査に当たっては、当省に設置する国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業実施法人選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）を組織し、審査委員会の意見を聴いて定めた審査基準に基づき実施します。

審査委員会は、申請者から提出された応募書等の内容について書類審査及び必要に応じ、ヒアリング審査を行い、それらの評価結果を基に最も優秀と認められる応募法人を選定し、採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

① 形式審査

提出された応募書類について、大臣官房国際課において、応募要件への適合性について審査します。

なお、応募の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されません。

② 書類審査

審査委員会により、書類審査を実施します。（提出書類については、8の(2)の②提出書類及び部数を参照してください。）

③ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、申請者（代理も可能としています。）に対してヒアリ

ング審査を実施します。

④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、法人を採択します。

(3) 審査の観点

以下の事項において、総合的に優れていること。

① 具体的活動内容について

- ・ 活動内容が事業の目的に合致しているか。
- ・ 選定した国及びパイロット地区が事業の目的に照らして、有意義なものであるか。

② 事務処理能力(業務遂行体制の妥当性)・知見について

- ・ 国際労使ネットワークを通じた活動が可能であるか。
- ・ 事業を実施するために必要な体制(人員、事務処理体制、管理体制)を有しているか。
- ・ 事業を的確に実施するために十分な管理運営能力があるか。
- ・ 事業内容について十分な知見があるか。
- ・ 選定した国及びパイロット地区の実情についての知見があるか。
- ・ 過去に開発途上国における支援事業を実施した経験及び実績があるか。

7 事業の実施について

採択決定後、必要な手続きを経た後、速やかに事業を実施していただくこととなります。業務は上記2に記載したとおり実施要綱や交付要綱に従い行っていただきます。

8 応募方法等

(1) 応募書の作成及び提出

「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業実施法人応募書」(別紙様式)を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

(2) 応募方法

提出期間及び提出先(問い合わせ先)は以下のとおりです。

① 提出期間

平成23年4月14日(木)から平成23年5月20日(金)(必着)

提出先・問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2

厚生労働省大臣官房国際課国際協力室協力調整係あて

問い合わせ先：同上

TEL 03-5253-1111 (内線7314)

FAX 03-3502-6678

ただし、問い合わせについては、月曜日～金曜日(祝祭日を除く。)の午前9時30分～午後5時(正午～午後1時を除く。)とします。

② 提出書類及び部数

ア 「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業実施法人応募書」及びその参考資料 3部

イ 法人の概要や経歴、定款(又は規約)、業務方法書など応募法人の活動が分かる資料 1部

を1つの封筒に入れ「国際労使ネットワーク等を通じた組織化による草の根支援事業実施法人応募書」と表に朱書きして提出してください。

※ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効となります。また、書類に不備等がある場合は、審査対象とはなりませんので、公募要領を熟読のうえ、注意してください。

(別紙様式)

平成 年 月 日

厚生労働省大臣官房国際課長 殿

住所

称号又は名称

代表者

平成23年度国際労使ネットワーク等を通じた組織化による  
草の根支援事業実施法人応募書

1 事業実施計画について

① 事業対象国、パイロット地区の選定理由について

(対象国、パイロット地区の事情を踏まえた、活動目的を含む。)

② 具体的活動内容について

(国際労使ネットワークを通じた活動の内容、事業内容およびその事業内容を選定した背景・理由を含む。)

2 事業実施の方法・体制がわかる資料

(事業を実施するための人員、事務処理体制、管理体制について記載)

3 これまでに実施した開発途上国における支援事業の経験や実績がわかる資料

(国際労使ネットワークを通じた活動がある場合には、特にその内容について記載)

